この関連で、日本国政府及びハンガリー政府の代表者は、同日以後の協定の適用について討議を行いました。この討議の結果に関する日本国政府の了解は、次のとおりであります。

1　協定の適用上、協定第二条1(a)(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条1(a)(ii)の厚生年金保険に統一される。同日以後、「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十五条3及び第十六条4の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第十四条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、当該退職等年金給付及び当該退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、当該退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては適用しない。

本大臣は、更に、前記の了解がハンガリー政府により受諾される場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年八月二十三日にブダペストで

日本国外務大臣　岸田文雄

ハンガリー外務大臣　マルトニ・ヤーノシュ閣下

（ハンガリー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ハンガリー政府が前記の了解を受諾することを同政府に代わって確認し、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年八月二十三日にブダペストで

ハンガリー外務大臣　J・マルトニ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第三百八十五号

日本国政府は、平成二十四年十月十一日にニューヨークで作成された次に掲げる諸文書の承認書を平成二十五年十二月十七日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

万国郵便連合一般規則（二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

万国郵便条約

郵便送金業務に関する約定

これらの文書は、平成二十六年一月一日に効力を生ずる。

平成二十五年十二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三百七十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。ただし、エバスチン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であって、平成二十六年六月十九日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方せん医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方せん医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

平成二十五年十二月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第八号中(158)を削り、(159)を(158)とし、(160)から(969)までを(159)から(968)までとする。

○厚生労働省
○農林水産省告示第二号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第三条第一項の規定に基づき、食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき、公表する。なお、食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針（平成十年厚生省・農林水産省告示第一号）は、廃止する。

平成二十五年十二月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

農林水産大臣　林　芳正

食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針

第1　製造過程の管理の高度化の基本的な方向

1　食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する社会的要請を踏まえ、食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を図るため、食品の製造過程の管理の高度化を図ることが急務となっている。

2　ＨＡＣＣＰ（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）は、1960年代の米国のアポロ計画の中で宇宙食の安全性を高度に保証するものとして考案された製造過程を管理するシステムである。このシステムは、食品規格に関する政府間機関であるコーデックス委員会（国連食糧農業機関／世界保健機関合同食品規格委員会）において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」（以下「コーデックスガイドライン」という。）において文書化され、その採用が、各国に推奨されている。

コーデックスガイドラインにおいては、ＨＡＣＣＰの食品の安全性に対する適用について考察されているが、この考え方は食品の品質管理にも適用できるものと記述されている。

現在では、欧米諸国を始めとする各国において、その有効性が認識され、ＨＡＣＣＰの普及が国際的に進んでいる。

3　こうした中で、食品の輸出に当たっては、輸出先の国又は地域が求める衛生基準に的確に対応していくことが必要となっている。そのためには、コーデックスガイドラインに沿ったＨＡＣＣＰによる衛生管理及びＨＡＣＣＰの考え方を適用した品質管理のための体制を構築し、食品の安全性及び品質を向上させることが有効である。

4　これらを踏まえ、国は、我が国の食品の安全性及び品質を向上させることが輸出の促進に資するとの観点も考慮し、コーデックスガイドラインの７原則12手順に沿ったＨＡＣＣＰによる衛生管理及びＨＡＣＣＰの考え方を適用した品質管理による食品の製造過程の管理の高度化（以下「ＨＡＣＣＰシステムの導入」という。）を図ることとし、これに即した施設の整備について、金融上の支援措置を講ずることとする。

5　また、中小規模の事業者の中には、ＨＡＣＣＰシステムの導入前の段階で取り組むべき衛生管理及び品質管理の基盤となる施設及び体制の整備に十分に対応できていないため、ＨＡＣＣＰシステムの導入が困難となっている者も多い。

このため、ＨＡＣＣＰシステムの導入に段階的に取り組む場合についても支援することとし、高度化基盤整備（食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する高度化基盤整備をいう。以下同じ。）のみに取り組む場合も支援措置の対象とすることとする。

6　なお、支援に当たっては、食品の製造過程の管理の高度化又は高度化基盤整備に取り組む事業者において、その自主的な判断の下、食品の製造・流通の実態や経営実態に応じた取組が行われるよう配慮することとする。また、事業者において、その取組が維持されるよう配慮するものとする。